

「プロバイダ非依存アドレス割り当てサービス契約書」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>第7条（権利・義務の譲渡の禁止）</p> <p>乙は、このPIアドレスの割り当てにより生じた権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない（PIアドレスの第三者への譲渡および貸与を含む）。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。</p>	<p>第7条（権利・義務の譲渡の禁止）</p> <p>乙は、このPIアドレスの割り当てにより生じた権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない（PIアドレスの第三者への譲渡および貸与を含む）。ただし、甲の書面 <u>または甲乙双方が合意した方法による電磁的措置</u>による承諾を得た場合は、この限りではない。</p>
<p><u>上記契約成立の証としてこの契約書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各その1通を保有する。</u></p> <p>****年**月**日</p> <p>（甲）</p> <p>（乙）</p>	<p><u>上記契約成立の証として、本電子契約書ファイルを作成し、甲乙それぞれが電子署名を行う。なお、本契約においては、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。</u></p> <p>****年**月**日</p> <p>（甲）</p> <p>（乙）</p>